

# 予防的支援に係る AI モデル検証業務 公募型プロポーザル説明書

## 1 業務概要

### (1) 業務の目的

広島県では、福祉や教育など子供の育ちに関する様々なデータを、AI による集約・分析することで、子供や子育て家庭が抱えるリスクを早期に把握し、最適な予防的支援を継続的に行うことを目的に、令和 2～6 年度の 5 年間を実証期間として子供の予防的支援構築事業を実施した。

実証期間が終了したことにより、期間中における本事業の成果や課題を整理する必要がある、特に AI モデルについては、AI モデルによるリスク予測の精度などを検証し、改善の可能性を確認する必要がある。

本業務は、当該 AI モデルの適正性や有効性を第三者の観点から評価するとともに、運用面における課題も踏まえつつ、今後の持続可能な予防的支援事業の推進に資することを目的とする。

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 11 月 30 日まで

### (4) 予算額

6,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 注意事項

### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限【様式 1】

令和 7 年 7 月 14 日（月） 午後 5 時（必着）

### (2) 仕様書に対する質問書提出期限【様式 2】

#### ① 提出期限

令和 7 年 7 月 16 日（水） 午後 5 時（必着）

#### ② 提出方法

電子メールにより提出すること。

送付先アドレス：fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「予防的支援に係る AI モデル検証業務についての質問」とすること。

### (3) 上記(2)に対する回答日等

令和 7 年 7 月 22 日（火）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者についてのみ回答する。

### (4) 提案書提出場所及び期限

#### ① 提案書提出場所

広島県健康福祉局子供未来応援課（広島県庁本館 5 階）

#### ② 提案書提出期限

令和 7 年 7 月 24 日（木） 午後 5 時（必着）

#### ③ 提案書の取り下げ

提案書を取り下げる場合は、取り下げ願い書を提出すること。【様式3】

(5) 提案書に関するプレゼンテーションの実施方法等

① 実施方法

オンライン会議システム（Zoom）により実施予定

② 実施日

令和7年7月28日（月）を予定

③ 時間

提案者当たりの説明時間は20～30分程度を予定

④ 資料

プレゼンテーションにおいて使用する資料は、提出した提案書のみとする。

⑤ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者。オンライン会議システム（Zoom）への入室は3名までとする。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

・会社概要及び自治体等の同様の業務に関する実績表【様式4】

・電子データの保存等に関する申出書【様式5】

・広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）

（広島県内に事業所等が全くないなど、納税義務がない場合を除く。）

・消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）

② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(7) 仕様書について

① 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書に対する質問書提出期限」までに、電子メールにより提出すること。

② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

② 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局子供未来応援課に対してその理由説明を求めることができる。

③ この説明を求める場合は、令和7年7月31日（木）までに、その旨を記載した書類を電子メールで提出すること。

④ 上記に対する回答は、令和7年8月1日（金）までに、書面により行う。

(10) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

- (11) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 参加者の負担について  
申請書等、提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (13) 申請書等及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書等及び提案書を無効とする  
とともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (14) 提出された提案書について
  - ① 提出された提案書は、返却しない。
  - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

### 3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領  
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則  
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金  
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約  
適用なし

### 4 添付書類

- 公告の写し
- 契約書（案）
- 仕様書
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式 1】
- 仕様書に対する質問書【様式 2】
- 取り下げ願い書【様式 3】
- 会社概要及び自治体等の同様の業務に関する実績表【様式 4】
- 電子データの保存等に関する申出書【様式 5】
- 提案書作成要領
- 評価基準

**【問い合わせ先】**

広島県健康福祉局子供未来応援課 担当 長井  
電話 082-513-3175（ダイヤルイン）